

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年12月9日 06時50分ごろ
発生場所	茨城県鉾田市大洋海岸東方沖 鹿島港南防波堤灯台から真方位335° 9.0海里付近 (概位 北緯36°05.9' 東経140°38.0')
事故の概要	漁船 豊丸は、北進中、また、漁船第五悌栄丸は、操業しながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年1月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 A 漁船 豊丸、4.9トン 船舶番号、船舶所有者等 IG3-6769（漁船登録番号）、個人所有 第210-50772号（船舶検査済票の番号）</p> <p>B 漁船 第五悌栄丸、4.9トン IG3-6113（漁船登録番号）、個人所有 第231-6434号（船舶検査済票の番号）</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定</p>
負傷者	なし
損傷	<p>A 船首部外板に破口及び擦過傷 B 左舷船首部外板に破口</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約1m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、引き網漁の目的で、漁場に向け、茨城県鹿島港を出航した。</p> <p>船長Aは、操縦席の前に立って操船に当たり、約5ノットの対地速度で北進中、周囲を目視で確認し、航行に支障となる他船はいないと思い、魚群を探査しようと下を向いて魚群探知機で魚影の反応を見ていた。</p> <p>船長Aは、衝撃を感じたので顔を上げて船首方を見たところB船を認め、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、両船の乗組員にけががないこと及び両船の損傷状況を確認した後、海上保安庁に通報することなく、A船を操船して鹿島港に戻った。</p> <p>船長Aは、本事故当時、魚群探知機で魚影の反応に意識を向け、周囲の見張りを行っていなかったので、A船がB船に接近していることに気付かなかった。</p>

	<p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、引き網漁の目的で、鹿島港を出航し、大洋海岸東方沖の漁場に到着して操業を開始した。</p> <p>船長Bは、乗組員が網を巻き揚げようとする後部甲板の様子を見る前に船首方を目視で確認し、他船はいないと思い、操舵室から後部甲板の様子を見ることに意識を向け、船首を南方に向けて漂泊を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが、船首方から接近するA船を認めたが、どうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、海上保安庁に通報せず、両船の乗組員のけがの有無及び両船の損傷状況を確認した後、B船で鹿島港に戻った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、船首方の見張りを行っていなかったので、B船に向けて接近するA船に気付かなかった。</p>
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、下を向いて魚群探知機で魚影の反応に意識を向け、周囲の見張りを行っていなかったことから、船首方で漂泊するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、周囲を目視で確認し、航行に支障となる他船はいないと思ったことから、魚群探知機に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、操業しながら漂泊中、船長Bが、操舵室から後部甲板の様子に意識を向け、船首方の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、船首方を目視で確認し、他船はいないと思ったことから、操舵室から後部甲板の様子を見ることに意識を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が操業しながら漂泊中、船長Aが、魚群探知機で魚影の反応に意識を向け、周囲の見張りを行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、操舵室から後部甲板の様子を見ることに意識を向け、船首方の見張りを行っていなかったため、A船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の船長は、魚群を探索する場合、魚群探知機のみに意識を向けず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、漂泊中であっても、接近する他船を早期に発見できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。